

現在募集中の義援金

1. 熊本県南豪雨義援金

募集期間 2020年7月8日(水)～2022年9月30日(金)※募集期間が延長になりました。

詳しくは2ページ目をご覧ください。

2. 令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金

募集期間 2022年8月8日(月)～2022年10月31日(月)

詳しくは4ページ目をご覧ください。

2. 令和4年8月3日からの大雨災害義援金

募集期間 2022年8月17日(水)～2022年12月28日(水)

詳しくは5ページ目をご覧ください。

熊本県南豪雨義援金

令和2年7月の大雨災害により、各地で人的被害をはじめ、堤防の決壊による住宅への浸水被害、土砂崩れによる家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

この災害で被災された方々を支援するため、熊本県共同募金会では、下記のとおり義援金を受け付けています。皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

寄付される方は直接送金してください。

1. 義援金名 「熊本県南豪雨義援金」
2. 募集期間 2020年7月8日（水）～2022年9月30日（金）
※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。

3. 受付方法

■義援金送付先（直接送金する場合）

熊本県共同募金会の受付口座

金融機関名：ゆうちょ銀行

口座番号：00970-9-196424

口座名義：熊本県共同募金会熊本県南豪雨義援金

（窓口からの振込手数料は無料となります。）

金融機関名：肥後銀行 水道町支店

口座番号：（普）2751065

口座名義：熊本県南豪雨義援金(福)熊本県共同募金会

（窓口からの振込手数料は無料となります。）

（全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での手数料は無料となります。）

金融機関名：熊本銀行 本店営業部

口座番号：（普）3184606

口座名義：熊本県南豪雨義援金(福)熊本県共同募金会

（窓口からの振込手数料は無料となります。）

※上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

4. 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3-7熊本県総合福祉センター4階

社会福祉法人熊本県共同募金会

5. 義援金の配分

熊本県共同募金会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、熊本県共同募金会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

6. 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「熊本県南豪雨義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

7. その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

8. 問い合わせ先

社会福祉法人熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(TEL) 096-354-3993

(FAX) 096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp

令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金の募集について

令和4年7月15日からの大雨により、宮城県内では家屋被害等が発生し、大崎市及び松島町に災害救助法が適用されました。

宮城県共同募金会では、被害された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりましたので、お知らせいたします。

1. 義援金の名称

令和4年7月15日からの大雨に係る災害義援金

2. 受付期間

令和4年8月8日(月)～令和4年10月31日(月)

3. 義援金受入れ口座

【金融機関】七十七銀行 県庁支店

【口座番号】(普) 5017839

【口座名義】宮城県共同募金会 令和4年7月大雨災害義援金 会長 加藤 睦男

(ミヤギケンキョウトウホクキョカイ レイワヨネンシカ ツオアマサガ イゲンキン カチョウ カウ ムツオ)

※七十七銀行本支店における窓口での振込及び全国の地方銀行における窓口での振込手数料が無料になります。

※ゆうちょ銀行口座は、開設いたしませんのでご注意ください。

4. 義援金の配分

宮城県共同募金会に寄託された義援金は、宮城県、日本赤十字社宮城県支部、宮城県共同募金会等で構成される義援金配分委員会で取りまとめを行い、災害義援金配当委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の市町村を通して被災者へ配分されます。

5. 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「熊本県南豪雨義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

6. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

7. お問い合わせ先

社会福祉法人宮城県共同募金会

宮城県仙台市若林区新寺1丁目4-28

電話 022-292-5001/FAX 022-292-5002

令和4年8月3日からの大雨に係る災害義援金の募集について

1. 趣旨

令和4年8月3日からの大雨により、山形県、新潟県、石川県、福井県、青森県など、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に、次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和4年8月3日からの大雨災害義援金

3. 受付期間

令和4年8月17日(水)から令和4年12月28日(水)まで

(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

中央共同募金会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

